議案第２６号

勝山市議会会議規則の一部改正について

勝山市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように制定する。

令和３年６月２４日提出

議会運営委員会
委員長　下牧　一郎

提案理由
本会議や委員会への欠席事由を明文化するとともに、出産の産前・産後期間にも配慮した規定を整備するため、この案を提出する。

勝山市議会規則第　　号

勝山市議会会議規則の一部を改正する議会規則

勝山市議会会議規則(昭和41年勝山市議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(欠席の届出) 第2条　議員は、**事故のため**出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、**日数を定めて、**あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	(欠席の届出) 第2条　議員は、**公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため**出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2　議員は、出産のため出席できないときは、**出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、**あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。
(欠席の届出) 第91条　委員は、**事故のため**出席できないときは、その理	(欠席の届出) 第91条　委員は、**公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため**出席できないときは、その理

由をつけ、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2　委員は、出産のため出席できないときは、**日数を定めて、**あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	由をつけ、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2　委員は、出産のため出席できないときは、**出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、**あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。